

介護保険制度の充実（経済財政運営と改革の基本方針等の一部見直し）を
求める意見書

2015年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」では、消費税10%への増税を前提に、2020年に国の基礎的財政収支を黒字化するため、社会保障費の伸びを今後3年間で1.5兆円削減することとしている。

その「骨太の方針」では、「公的サービスの産業化（福祉の市場化）」、「インセンティブ改革（公共的サービスの縮小）」、「福祉理念の自助を基本に（本人自己負担性）」の徹底等、憲法第25条の生存権を反故にするだけでなく、国の責任を放棄し、社会保障費を削減する内容となっている。

また、財務省の諮問機関である財政制度等審議会が6月1日に提出した財政健全化計画等に関する建議では、財政健全化の大きな柱として、社会保障費の自然増を毎年3000億円から5000億円を削減しようとしている。その主な内容として、介護分野では、一定以上の所得のある者及び金融資産の保有者は2割負担への引き上げ、要支援、要介護1、2の全サービスを介護保険から外し市町村の事業に移すなどが挙げられ、医療分野では、75歳以上の患者自己負担を2割へ引き上げ、医療報酬本体のマイナス改定などが挙げられている。

よって、現状の独居、老人のみ世帯、認知症高齢者等急増による超高齢化社会を踏まえ、国においては、経済財政運営と改革の基本方針等の一部を見直すとともに、介護保険制度を充実させ、高齢者が安心して生活できる社会の実現のため下記事項について強く求める。

記

- 1 介護保険制度を根本から揺るがず、要支援、要介護1、2を介護保険給付の対象から外す事を見直すこと。
- 2 特別養護老人ホームの経営実態を無視した介護報酬の一律マイナス改定は、介護サービスの低下や職員待遇の後退を招く恐れがあるので、介護報酬の適正化を図ること。
- 3 介護職員と他産業従事者の平均賃金格差は、7万円から9万円と大きく、介護分野への求職者が激減しているため、他産業と遜色ない賃金水準の確保を図り、計画的に職員の処遇を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月25日

栃木県栃木市議会

内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣
衆・参両院議長
様